

令和4年3月11日

川崎市議会議長

橋本 勝 様

文教委員長

矢沢 孝 雄

文教委員会審査報告書（議案）

本委員会に付託された下記の議案を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

議案第19号 スポーツ・文化複合施設整備等事業の契約の変更について  
(原案可決)

議案第21号 (仮称)川崎市南部学校給食センター整備等事業の契約の変更について  
(原案可決)

議案第22号 (仮称)川崎市中部学校給食センター整備等事業の契約の変更について  
(原案可決)

議案第23号 (仮称)川崎市北部学校給食センター整備等事業の契約の変更について  
(原案可決)